

① 消費生活センターをご存じですか?

消費生活センターは、消費者と事業者との間に生じた商品やサービスの契約トラブルに関する相談を受けて、相談者への助言や事業者とのあっせんを行っています。また、専門的な窓口の紹介や被害の未然防止・拡大防止につながる啓発活動や出前講座を行っています。

現在では、トラブルに遭遇すると自己解決方法をインターネットで検索しがちですが、間違った情報を信じて二次被害に遭遇してしまうことも少なくありません。

国民生活センターのホームページでは、自己解決方法や被害を未然に防ぐための情報を掲載していますのでご活用ください。

困ったときには
まず相談!



消費者トラブルFAQ

賃貸アパート退去時の原状回復のトラブルに注意

・賃貸住宅を退去する際の原状回復について、年月の経過による変化や普通に使用して付いた傷などの修繕費用は、借主が負担する必要はないとされています。納得できない費用を請求された場合は、貸主側に説明を求め、話し合しましょう。
※特約がある場合は特約が優先されます。

・退去時だけでなく入居時も、貸主と一緒に部屋の状態を確認し、確認内容をメモしたり、傷や汚れの写真を撮ったりして記録に残しましょう。

出典：独立行政法人 国民生活センター



賃貸借契約を理解して、トラブルを防ごう!!



原状回復をめぐるトラブルについて (国土交通省 HP)

■問い合わせ／南国市消費生活センター ☎088-880-6205

① シリーズ国営ほ場整備④2

久枝工区の権利者会議が行われました

12月22日、久枝工区の権利者会議が行われ、「換地計画」が決定（議決）されました。

権利者会議とは、ほ場整備地区内の地権者やその他の権利者に対して、整備後の換地場所、面積などを定めた「換地計画」の議決を得るものです。

久枝工区については、県知事による公告・縦覧期間（縦覧場所：市農地整備課）を経て、3月下旬に換地処分公告が行われる予定で、換地処分公告の翌日に換地計画における地権者の所有権が確定し、その後法務局で登記の変更が行われます。



■問い合わせ／農地整備課 ☎088-880-6586

① 定期通院中の国保加入者(40歳～74歳)の皆さんへ

費用
無料

医療機関での検査データをご提供ください

※今年度特定健診を受診した方
や受診予定の方は除く



検査データを南国市に提供いただくことで、特定健診を受診したとみなします。対象者には、1月下旬に『情報提供書』の様式を送付しますので、患者様記入欄に記入し、主治医にご提出ください。（主治医経由で南国市に検査データが提供されます。）

南国市全体の特定健診の受診率が上がれば、最終的に国保税が軽減される場合もあります。

※今年度すでに特定健診を受診済の方は、もし様式が届いても行き違いとなりますので、情報提供書を提出しないでください。

重複受診となり、別途費用が発生する場合があります。

国保加入者の皆さんへ

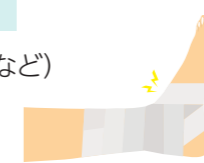
整骨院・接骨院に正しく受診できていますか?

整骨院や接骨院の柔道整復師による施術は、国民健康保険が使用できる範囲が限られています。国民健康保険が使用できない場合は、施術料は全額自己負担になりますので、ご注意ください。



国民健康保険が使える場合

- ・打撲、捻挫、挫傷（肉ばなれなど）
- ・医師の同意がある骨折、不全骨折、脱臼の施術
- ・応急処置で行う骨折、不全骨折、脱臼の施術



国民健康保険が使えない場合

- ・慢性的な肩こりや筋肉疲労
- ・スポーツによる筋肉疲労・筋肉痛
- ・外科、整形外科で治療中の負傷
- ・脳疾患後遺症などの慢性病や症状の改善のみられない長期の施術



■問い合わせ／市民課国保係 ☎088-880-6555

① 南国市ゆるやか学期スタート

南国市では、児童生徒の心理的負担の緩和や教職員の働き方改革の推進など、教育の質（教育的効果）の向上を目的に、令和6～7年度の2年間で試行期間として、南国市立小中学校は「ゆるやかな学期スタート事業」を実施しています。

令和7年度の入学式と始業式の日程が、下記のとおりになりました。

- 1 学期 4月10日(休)始業式・入学式
- 2 学期 【中学校】8月28日(休)始業式
【小学校】9月1日(月)始業式
- 3 学期 1月8日(休)始業式（従前のおり）
※始業式以降、1週間程度は半日授業（給食後放課）
半日授業の期間は学校ごとに異なります



■学校教育課学校教育指導係 ☎088-880-6568